有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則(昭和六十一年大蔵省令第五十四号)

法人である場合においては、その主要株主(令第八条第三号イの⑵ 一 法人でお、次に掲げる事項とする。	二条 法第五条第一項第七号に規定する総理府令・大蔵省令で定める事 第三条 同上(登録申請書のその他の記載事項) (登録申請書	のとする。	(投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。)の委任を受けたも (投資者の到す、当該登録を受けようとする者の投資顧問業に関するある種類の事項 ず、当該登録	次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問われる。	令、という。)第三条第一号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるも	(登録に当たり審査の対象となる使用人) (登録に当た	長)に提出_	合にあつては、福岡財務支局長)に提出しなければならない。	を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場 添付して、る	条第二項の規定による書類を添付して、その者の主たる営業所の所在地 該登録申請書	別紙様式第一号により作成した法第五条第一項の登録申請書に、同 は、別紙様サ)第四条の規定による金融監督庁長官の登録を受けようとする者 いう。)第5	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(以下「法」と 第一条 有価証	(登録の申請) (登録の申請)	改 正 案
ある場合においては、その主要株主 (令第六条第三号イの②	書のその他の記載事項)		(投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。) の委任を受けたもず、当該登録を受けようとする者の投資顧問業に関するある種類の事項	次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わ、第一課題・デージングを持つしています。	ハう。)第一条第一号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるも有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令 (以下「	(登録に当たり審査の対象となる使用人)	長)に提出しなければならない。	在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局	その者の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長(当該所	書の写し十二通及び同条第二項の規定による添付書類一部を	別紙様式第一号により作成した法第五条第一項の登録申請書に、当)第四条の規定による金融監督庁長官の登録を受けようとする者	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律 (以下「法」と		現行

に規定する主要株主をいう。第十七条第一項第二号において同じ。)

の商号、氏名又は名称及び住所

二 (略)

(登録申請書の添付書類)

第四条 法第五条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める書類は、

次に掲げる書類とする

要な使用人」という。)の住民票の抄本又はこれに代わる書面 び第四号において同じ。) 及び令第三条に規定する使用人 (以下「重 登録申請者 (法人である場合にあつては、その役員をいう。次号及

<u>-</u> 5 五 (略)

2 . (略)

(変更の届出

第六条 投資顧問業者は、 げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長に提 るときは、別紙様式第五号により作成した変更届出書に、次の各号に掲 法第八条第一項の規定による届出をしようとす

\<u>\</u>
\(\equiv \) (略) 出しなければならない

2 前項第三号の場合において投資顧問業者が財務局又は福岡財務支局の

届出書に前項第三号に定める書類のほか現に受けている登録済通知書を

管轄区域を超えて主たる営業所の位置を変更した場合には

前項の変更

添付して管轄財務局長に提出しなければならない。

3 資顧問業者登録簿のうち当該投資顧問業者に係る部分その他当該投資顧 管轄財務局長は、 前項の届出書を受理したときは、 当該届出書及び投

に規定する主要株主をいう。第十七条第一項第二号において同じ。

の商号、氏名又は名称及び住所

(略)

(登録申請書の添付書類)

第四条 同上

要な使用人」という。)の住民票の抄本又はこれに代わる書面 び第四号において同じ。) 及び令第一条に規定する使用人 (以下「重 登録申請者 (法人である場合にあつては、その役員をいう。次号及

<u>-</u> 5 五 (略)

(略)

2 • 3

(変更の届出

第六条 書の写し十二通及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類 るときは、 投資顧問業者は、 別紙様式第五号により作成した変更届出書に、当該変更届出 法第八条第一項の規定による届出をしようとす

部を添付して、 管轄財務局長に提出しなければならない。

<u>√</u> = (略)

2 法第二十四条第一 項の認可を受けた投資顧問業者は、 役員の変更及び

投資一任契約に係る業務を行う営業所の位置の変更について法第八条第

えて別表第一に定める添付書類を提出しなければならない。

一項の規定による届出をしようとするときは、

前項に規定する書類に加

3 変更届出書には、 財務局又は福岡財務支局の管轄区域を超えて営業所の位置を変更する 現に受けている登録済通知書を添付しなければならな

5 4 提出した投資顧問業者に通知するものとする。 問業者登録簿に登録するものとする。 問業者に関する書類を、 を管轄する財務局長 合にあつては、 財務局長は、 前項の書類の送付を受けた財務局長は、 前項の登録を行つたときは、その旨を第二項の届出書を 福岡財務支局長)に送付するものとする。 (当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場 当該届出に係る変更後の主たる営業所の所在地 当該届出に係る事項を投資顧 ſΪ

6 財務局長が第四項に規定する登録を行つたときは、 第三項の管轄財務

局長が行つた登録は、 その効力を失う。

(廃業等の届出等)

第七条 法第九条第一項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式 号に定める書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。 現に受けている登録済通知書及び次の各号に掲げる場合に応じた当該各 第六号により作成した廃業等届出書に、当該届出に係る投資顧問業者が

一 5 五 (略)

2 . 3 (略)

(営業保証金に代わる契約の相手方)

第八条 令第五条に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、 次に掲

げるものとする。

一・二 (略)

信用協同組合及び信用協同組合連合会 信用金庫及び信用金庫連合会、 労働金庫及び労働金庫連合会並びに

(廃業等の届出等)

第七条 第六号により作成した廃業等届出書に、当該廃業等届出書の写し十二通 法第九条第一項の規定による届出をしようとする者は、 別紙様式

及び次の各号に掲げる場合に応じた当該各号に定める書類一部を添付し 同条第二項に規定する登録をした財務局長又は福岡財務支局長に提

出しなければならない。 一 5 五 (略)

2 . (略)

(営業保証金に代わる契約の相手方)

第八条 令第三条に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、 次に掲

げるものとする。

一・二 (略)

信用金庫、労働金庫及び労働金庫連合会並びに信用協同組合及び信

用協同組合連合会

四 (略)

(営業保証金の供託の届出)

出しなければならない。

2 (略)

(営業保証金の供託の届出)

(略)

2

十条第八項の規定に基づき営業保証金の不足額分の供託をしようとする価証券を換価してその代金を供託したことにより、投資顧問業者が法第3 管轄財務局長が令第四条の権利の実行の手続のため供託されている有

財務局長が供託したことにより供託官から送付を受けた供託通知書を添ときは、第一項に規定する供託届出書に不足額分の供託書正本及び管轄

付して、管轄財務局長に届け出なければならない。

(営業保証金の追加供託の起算日)

を受けた日とする。 投資顧問業者営業保証金規則第十一条第三項の規定により通知書の送付第十一条 法第十条第八項に規定する総理府令・大蔵省令で定める日は、

(営業保証金の追加供託の起算日)

| 営業保証金の額が不足した理由につき、次の各号に掲げる場合の区分に第十一条|| 法第十条第八項に規定する総理府令・大蔵省令で定める日は、

応じ、当該各号に掲げる日とする。

一 投資顧問業者が令第五条第三号に規定する金融監督庁長官の承認

次号において「承認」という。)を受けて法第十条第三項の契約(以

により、同条第十項に規定する供託した営業保証金の額 (同条第三項下この号及び次号において「契約」という。) の内容を変更したこと

第十五条 投資顧問業者 (法第九条第三項、附則第二条第一項又は附則第	第十五条 投資顧問業者 (法第九条第三項、附則第二条第一項又は附則第
(広告の表示事項)	(広告の表示事項)
別紙樣式第十五号	
投資顧問業者で法第二十四条第一項の認可を受けたものの営業所	二 認可投資顧問業者の営業所 別紙様式第十五号
	第十四号
業所別紙様式第十四号	以下「認可投資顧問業者」という。)を除く。)の営業所 別紙様式
一 投資顧問業者で法第二十四条第一項の認可を受けていないものの営	投資顧問業者 (法第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者 (
	する。
	式は、次の各号に掲げる営業所の区分に応じ、当該各号に定めるものと
	いて適用する場合を含む。) に規定する総理府令・大蔵省令で定める様
第十四条 同上	第十四条 法第十一条第一項 (法第九条第四項及び附則第三条第二項にお
(掲示すべき標識の様式)	(掲示すべき標識の様式)
	付を受けた日
	供託した場合が投資顧問業者が規則第十二条第二項の供託通知書の送
	いる有価証券の換価を行い、換価代金から換価の費用を控除した額を
	四)令第六条の権利の実行の手続を行うため管轄財務局長が供託されて
	第三項の支払委託書の写しの送付を受けた日
	顧問業者営業保証金規則(次号において「規則」という。)第十一条
	三(令第六条の権利の実行の手続が行われた場合)投資顧問業者が投資
	した日
	二 投資顧問業者が承認を受けて契約を解除した場合 当該契約を解除
	当該契約の内容を変更した日
	に規定する契約金額を含む。) が令第四条に定める額に不足した場合

2 第十七条 2 第十六条 項のほか、次に掲げる事項とする は当該投資顧問業者が認可投資顧問業者である場合は、この限りでない 号)第二条第八項に規定する証券業をいう。 規定する事項を公衆の見やすいように表示しなければならない。 資顧問業の内容について広告をするときは、法第十八条及び第十九条に 三条第一項の規定により投資顧問業を営む者を含む。)は、その行う投 ・大蔵省令で定める事項は、 (誇大広告をしてはならない事項) (契約締結前の書面の交付) 法第三十三条において準用する法第十三条第二項に規定する総理府令 当該投資顧問業者が証券業(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五 法第三十三条において準用する法第十四条第四号に規定する総理府令 囲を含む。 委任する場合における当該各号に定める者の名称及び当該再委任の範 投資の実行に係る権限の全部又は一部を令第一条各号に掲げる者に再 投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項(投資判断及び (略) (略) (略) 前項第二号、 第四号及び第五号に掲げる事 以下同じ。)を営む場合又 ただし 2 2 2 第十七条 第十六条 任契約に係る業務の内容について広告をするときは、 規定する事項を公衆の見やすいように表示しなければならない。 資顧問業の内容について広告をするときは、法第十八条及び第十九条に する事項を公衆の見やすいように表示しなければならない 三条第一項の規定により投資顧問業を営む者を含む。)は、その行う投 (契約締結前の書面の交付) 〔誇大広告をしてはならない事項〕 同上 同上 法第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者は、その行う投資 投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項 略 (略 (略) 法第十九条に規定

項のほか、次に掲げる事項とする。・大蔵省令で定める事項は、前項第一号、第二号及び第六号に掲げる事

|〜三 (略)

委任の範囲を含む。) 要任の範囲を含む。) 要任しようとする場合における当該各号に定める者の名称及び当該再投資の実行に係る権限の全部又は一部を令第一条各号に掲げる者に再四 投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項 (投資判断及び

において同じ。)が証券業を営む場合においては、第一号に掲げる事項第三条第一項の規定により投資顧問業を営む者を含む。第十八条第一項面には、次に掲げる事項(投資顧問業者(法附則第二条第一項又は附則のは、次に掲げる事項(投資顧問業者(法附則第二条第一項又は附則ののでは、次に規定する書のでは、次に掲げる事項(投資顧問業者(法附則第二条第一項又は附則第三条第二)3

|〜三 (略)

)を赤わくの中に赤字で記載しなければならない。

有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をしてはならないしくは有価証券を貸し付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは投資顧問業者は、その行う投資顧問業に関して、顧客に対し金銭若

第一号に掲げる事項を赤わくの中に赤字で記載しなければならない。4 法第三十三条において準用する法第十四条に規定する書面には、前項

|〜三 (略)

兀

投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項

面には、次に掲げる事項を赤わくの中に赤字で記載しなければならない項において適用する場合を含む。第五項において同じ。)に規定する書法第十四条(法第九条第四項、附則第二条第二項及び附則第三条第二

|〜三 (略)

有価証券の貸し付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をしてはならなしくは有価証券を貸し付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは四 投資顧問業者は、その行う投資顧問業に関して、顧客に対し金銭若

い旨

しなければならない。 第一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を赤わくの中に赤字で記載4 法第三十三条において準用する法第十四条に規定する書面には、前項

によるかを問わず、その行う投資一任契約に係る業務に関して、顧客一 法第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者は、いかなる名目

2 第十八条 5 3 5 ಠ್ಠ 五 — { 四 者が証券業を営む場合においては、 則第三条第二項において適用する場合を含む。) に規定する総理府令・ ほか、次に掲げる事項とする。 _ ~ 七 大蔵省令で定める事項は、 ・大蔵省令で定める事項は、 (契約締結時の書面の交付) る旨 法第三十三条において準用する法第十五条第七号に規定する総理府令 る営業保証金について、 (略) 投資一任契約により生じた債権に関し、 (略) 法第十五条第七号 (法第九条第四項、 附則第二条第二項及び附 (略) (略) 次に掲げる事項とする。 他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有す 前項第一号から第三号までに掲げる事項の 第七号に掲げる事項を除くものとす 当該認可投資顧問業者に係 ただし、 投資顧問業 2 第十八条 5 3 5 五 げる事項のほか、 則第三条第二項において適用する場合を含む。)に規定する総理府令・ — 〈 四 ・大蔵省令で定める事項は、 大蔵省令で定める事項は、 (契約締結時の書面の交付) |~七 法第三十三条において準用する法第十五条第七号に規定する総理府令 らない旨 接な関係を有する者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託させてはな から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当該投資顧問業者と密 (略) につき媒介、 し付け、 任契約に係る業務に関して、 前条第四項第一号及び第二号に掲げる事項 法第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者は、 (略) 法第十五条第七号 (法第九条第四項、附則第二条第二項及び附 (略) (略) 又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸し付け 取次ぎ若しくは代理をしてはならない旨 次に掲げる事項とする。 次に掲げる事項とする。 前項第一号から第三号まで及び第六号に掲 顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸 その行う投資

(売買の別に相当するもの)

- 金銭を受領する立場の当事者となるかの別 ファースを上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該は現実数値をいう。)が約定指数又は約定数値(法第二条第十二項に規定する現実指数又は現実数値(法第二条第十二項に規定する現実指数又は現実数値(法第二条第十二項に規定する現実指数又は現実数値(法第二条第六項に規定する有価証券指数等先物取引等(法第二条第六項に規定する有価証券指
- じ。) 店頭現実指数又は店頭現実数値(法第二条第十二項に規定す店頭指数等先渡取引をいう。次条第一項第一号及び第四号において同一有価証券店頭指数等先渡取引(法第二条第八項に規定する有価証券

を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者 値をいう。 約定数値 る店頭現実指数又は店頭現実数値をいう。)が店頭約定指数又は店頭 となるかの別 (法第二条第十二項に規定する店頭約定指数又は店頭約定数 次条第 一 項 第 一号において同じ。 を上回つた場合に金銭

四 るものとする。) ップ取引に係る有価証券店頭指数又は有価証券ごとに当該別を判断す 券店頭指数の数値又は有価証券の価格の約定した期間における変化率 別(当該スワップ取引のいずれの当事者も相手方と取り決めた有価証 場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの 当該スワップ取引の約定期間において上昇した場合に金銭を支払う立 及び次条第一項第一号において同じ。 引法第二条第十八項に規定する有価証券店頭指数をいう。 おいて同じ。) 証券店頭指数等スワップ取引をいう。 に基づいて金銭を支払うことを約している場合にあつては、当該スワ 有価証券店頭指数等スワップ取引 (法第二条第十項に規定する有価 当該スワップ取引に係る有価証券店頭指数(証券取)の数値又は有価証券の価格が 次条第一項第一号及び第四号に 以下この号

(契約を締結している顧客に対する書面の交付)

第十九条 則第三条第二項において適用する場合を含む。) に規定する総理府令・ 法第十六条第三号 (法第九条第四項、附則第二条第二項及び附

大蔵省令で定める事項は、 次に掲げる事項とする。

に売り戻すこと又は買い戻すことを条件とした当該有価証券の買付け 法第十六条第一号の場合において、取引 (有価証券を一定の期間後

> 第十九条 同上

|契約を締結している顧客に対する書面の交付)

に売り戻すこと又は買い戻すことを条件とした当該有価証券の買付け 法第十六条第一号の場合において、取引 (有価証券を一定の期間後

二・三 (略)

第四号において同じ。)

| 新四号において同じ。| 分類第三号及び第三十二条第一項条の二各号に規定するものをいう。次項第三号及び第三十二条第一項数等スワップ取引にあつては、売買の別に相当するものとして第十八頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引等、有価証券店頭指面に係る有価証券等の銘柄、数及び価格並びに売買の別(

・大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。2 法第三十三条において準用する法第十六条第三号に規定する総理府令

一・二 (略)

る者に再委任している場合における当該各号に定める者が、当該再委判断及び投資の実行に係る権限の全部又は一部を令第一条各号に掲げ一 投資一任契約を締結している顧客から一任されて行つた投資 (投資

いて同じ。) ション取引等にあつては、対価の額。以下この条及び第三十一条におど価格(有価証券指数等先物取引等にあつては、数値、有価証券オプを行つた事実があるときは、当該取引に係る有価証券等の銘柄、数及又は売付け(以下この条において「現先売買」という。)を除く。)

二・三 (略)

者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別) 有価証券指数等先物取引等にあつては、オプションを付与する立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別、有価証券指数等先物取引等にあつては、現実指数若しくは現実数値が回り、 前号の助言に係る有価証券等の銘柄、数及び価格並びに売買の別(四) 前号の助言に係る有価証券等の銘柄、数及び価格並びに売買の別(四)

2 同上

一・二 (略)

等先物取引等にあつては、現実指数若しくは現実数値が約定指数若し||有価証券等の種類、銘柄、数及び価格並びに売買の別(有価証券指数||三 投資|任契約を締結している顧客から|任されて行つた投資に係る

第二十二条 掲げる者とする 五 四 (金融機関の範囲 八 掲げる法人を相手方とする証券取引行為に係る取引総額の割合 に、その内容 行つた証券取引行為がある場合は、当該証券取引行為に係る取引ごと 顧問業者の令第十条に規定する利害関係人である法人を相手方として び年月日並びに証券取引行為の相手方の商号、 る有価証券等の銘柄、 任された権限に基づき、 当該顧客のために行つた証券取引行為に係る取引総額に占める次に 証券会社 (外国証券業者に関する法律 (昭和四十六年法律第五号) 人 当該認可投資顧問業者であつて証券業を営むもの又は当該認可投資 の百分の十以上であるもの(イ及び口に掲げるものを除く。 その取引額が当該顧客のために行つた証券取引行為に係る取引総額 (略) 当該認可投資顧問業者の令第十条に規定する利害関係人である法 当該顧客のために行つた証券取引行為の相手方となつた法人で、 当該認可投資顧問業者であつて証券業を営むもの 令第八条に規定する総理府令・大蔵省令で定める者は、 数及び価格並びに売買の別並びに取引の方法及 当該顧客のために行つた投資を含む。 名称又は氏名) に 係 次に 第二十二条 掲げる者とする 五 兀 (金融機関の範囲) ごとに、その内容 1 ション取引等にあつては、 証券会社及び外国証券会社 同上 百分の十以上であるもの (略)

び年月日並びに証券取引行為の相手方の商号又は名称 又は当該金銭を受領する立場の当事者であつたかの別、 くは約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者であつたか たか又は取得する立場の当事者であつたかの別)並びに取引の方法及 オプションを付与する立場の当事者であつ 有価証券オプ

して行つた証券取引行為がある場合は、当該証券取引行為に係る取引 第二十六条第二項第三号に規定する要件に該当する法人を相手方と

第二十六条第二項第三号に規定する要件に該当する法人

の取引額が当該顧客のために行つた証券取引行為に係る取引総額の 当該顧客のために行う証券取引行為の相手方となつた法人で、 そ

令第六条に規定する総理府令・大蔵省令で定める者は、 次に

第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。

以下同じ。

三・四 (略)

(業務を執行する社員及び取締役に準ずる者)

第二十三条(令第八条第三号イの⑵に規定する総理府令・大蔵省令で定め

るものは、次に掲げるものとする

|〜三 (略)

(関係親法人に準ずる者)

第二十四条 || 令第八条第三号イの仏に規定する総理府令・大蔵省令で定め

当該法人及びその関係子法人が自己又は他人の名義をもつて所有してい総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を一の法人又は

る場合における当該法人とする。

(関係子法人に準ずる者)

第二十五条 令第八条第三号イの⑥に規定する総理府令・大蔵省令で定め

法人又は当該関係子法人が他の法人の発行済株式の総数又は出資の総額るものは、令第八条第三号イの⑥に規定する関係子法人及びその関係子

の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有

している場合における当該他の法人とする。

(投資顧問業者の禁止行為)

二項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。) に規定する第二十六条 法第二十二条第一項第八号 (法第九条第四項、附則第二条第

総理府令・大蔵省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

三・四 (略)

(業務を執行する社員及び取締役に準ずる者)

第二十三条 令第六条第三号イの②に規定する総理府令・大蔵省令で定め

るものは、次に掲げるものとする

|〜三 (略)

(関係親法人に準ずる者)

第二十四条 令第六条第三号イの④に規定する総理府令・大蔵省令で定め

るものは、令第六条第三号イの4)に規定する関係親法人の発行済株式の

総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を一の法人又は

当該法人及びその関係子法人が自己又は他人の名義をもつて所有してい

る場合における当該法人とする。

(関係子法人に準ずる者)

第二十五条 令第六条第三号イの⑥に規定する総理府令・大蔵省令で定め

るものは、令第六条第三号イの⑥に規定する関係子法人及びその関係子

法人又は当該関係子法人が他の法人の発行済株式の総数又は出資の総額

の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有

している場合における当該他の法人とする

(禁止行為)

| び附則第三条第二項において適用する場合を含む。)に規定する総理府| 第二十六条 法第二十三条第三号 (法第九条第四項、附則第二条第二項及

令・大蔵省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

法第十五条に規定する書面に準ずる書面を交付しないで行う行為助言の内容若しくは方法又は報酬の額若しくは支払の時期の変更を

| 作為的に値付けを行うことを内容とした助言を行うこと。 | 三 特定の銘柄の有価証券等について、不当に売買高を増加させ、又は

他の正当な理由により行う場合は、この限りでない。第三者をして提供させる行為。ただし、自己の責に帰すべき事由そのするため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は一額客に対して損失の全部若しくは一部を補てんし、又は利益に追加

令・大蔵省令で定める行為は、前項第二号に掲げる行為のほか、次に掲法第三十三条において準用する法第二十三条第三号に規定する総理府

2

| 顧客のために証券取引行為を行う場合において、当該証券取引行為

の相手方の代理人になる行為

げる行為とする。

顧客の同意を得て適正な価格で行う場合は、この限りでない。当する法人が相手方となる証券取引行為。ただし、事前に書面による営を実質的に支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該三(顧客のために証券取引行為を行う場合において、投資顧問業者の経

(1) 当該法人

② 当該法人が他の法人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分

している場合における当該他の法人の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有

限を有する取締役の過半数を占めていること。

「使用人であつた者については長期間継続的にこれらの法人の常務(使用人であつた者については長期間継続的にこれらの法人の常務がイの()から③までに掲げる法人の役員若しくは使用人であつた者

| 豆|| 投資領別義皆が倭毛会士、正学投資言毛法、召印二十六年去津第5日に係る顧客の利益を害することとなる取引を行うこと。| 四|| 特定の投資一任契約に係る顧客の利益を図るため他の投資一任契約

八号)第四百七十九条第一項に規定する代表者をいう。)若しくは使者の役員(取締役若しくは監査役又は商法(明治三十二年法律第四十六 投資顧問業者が、委託会社の役員若しくは使用人を当該投資顧問業

2 とする。 前項第 一号の書面には、法第十五条各号に掲げる事項を記載するもの

(投資顧問業者の利害関係人との間における禁止行為)

第二十六条の二 申込みの額が当該証券会社又は登録金融機関が予定していた額に達しな 則第三条第二項において適用する場合を含む。) に規定する総理府令・ うこととする。 けて当該有価証券を取得し いと見込まれる状況の下で、 該証券会社又は登録金融機関に対する当該有価証券の取得又は買付けの 定の有価証券の引受け等 (有価証券の引受け、売出し又は募集、 大蔵省令で定める行為は、 までに掲げる行為をいう。 若しくは私慕の取扱いとして証券取引法第二条第八項第四号から第六号 に規定する登録金融機関をいう。 人である証券会社又は登録金融機関(証券取引法第六十五条の二第三項 法第二十二条第二項第四号 (法附則第二条第二項及び附 以下同じ。 令第十条に規定する投資顧問業者の利害関係 当該証券会社又は登録金融機関の要請を受 又は買い付けることを内容とした助言を行 第二十九条の三において同じ。)を行つている場合において、 売出し が 特 当

(兼業の届出)

認められる場合に限る。)。 ıΣ 用人とし、 当該投資顧問業者が実質的に当該委託会社の業務を営んでいると 又は委託会社の使用する営業所を使用すること(これによ

七 び売付け又は買付けの時期を同一にする運用その他これに類する運用 を行うこと。 複数の顧客の契約資産について、 各々の契約期間 対象有価証券及

第 項及び前項第二号の書面には、法第十五条各号に掲げる事項を記

3

載するものとする

第二十六条の三 するときは、 る書類を添付して、 別紙様式第十六号により作成した兼業届出書に、 投資顧問業者は、 管轄財務局長に提出しなければならない。 法第二十三条第一項の届出をしようと 次に掲げ

- する書面の写し 兼業しようとする業務について登録又は認可を受けていることを証
- 事録) の写し 合にあつては、 定款(兼業しようとする業務がその事業目的に記載されていない場 当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議
- 2 を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。 の廃止、 止し、又は再開したときは、その日から二週間以内に、当該業務の廃止 休止又は再開をした年月日及びその理由を記載した書面に、 投資顧問業者は、 休止又は再開に関する取締役会の議事録又はこれに代わる書面 法第二十三条第一項の届出に係る業務を廃止し、 当該業務 休

(証券業を営む投資顧問業者に係る特例)

第二十六条の四 する助言を行つた場合には、 証券業を営む投資顧問業者は、 法第十六条に規定する書面に、 令第十三条第三項に規定 次に掲げる

有価証券の銘柄

事項を記載しなければならない。

- 引受け等を行つた年月日
- \equiv 当該助言を行つた年月日
- 当該助言に係る有価証券の数及び価格

四 (本店その他の営業所の業務を統括する者に準ずる者)

第二十六条の五 令第十四条に規定する総理府令・大蔵省令で定めるもの

、投資顧問業を兼営する証券会社の使用人のうち、証券業に係る顧客には、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず

関する有価証券の売買その他の取引に係る注文の動向その他の特別の情

(投資顧問業者が証券業を営む場合の禁止行為)報をその職務上知り得る立場にあるものとする。

の下で当該有価証券を取得し又は買い付けることを内容とした助言を行の額が当該投資顧問業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況等を行つている場合において、当該有価証券の取得又は買付けの申込み第二十六条の六 法第二十三条の三第四号に規定する総理府令・大蔵省令

(認可の申請)

うこととする。

第二十七条(認可申請者は、法第二十六条第一項に規定する認可申請書を

2 法第二十六条第二項に規定する業務の内容及び方法に関する総理府令

別紙様式第十七号により作成しなければならない。

- ・大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- | 投資一任契約に係る業務の執行の方法

投資一任契約に係る業務の運営に関する準則

- 三 投資一任契約に係る業務に関する組織
- | 利害関係人をいう。) である法人に関する事項 | 川 | 利害関係人 (認可申請者である投資顧問業者の令第十条に規定する
- | 業協会をいう。)に加入する場合は当該加入に関する事項| 五| 証券投資顧問業協会(法第四十二条第一項に規定する証券投資顧問

(認可の申請)

||別紙様式第十六号により作成しなければならない。||第二十七条||認可申請者は、法第二十六条第一項に規定する認可申請書を

法第二十六条第二項に規定する業務の内容及び方法に関する総理府令

2

- 大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- | 投資|任契約に係る業務に関する組織
- 三 投資一任契約に係る業務の運営に関する準則

第 申 投 同 同 同 同 一 〇 今 上 る 近
直近
直八五近
代わる書面 一投資一任契約に係る投資判断者等の履歴書及び戸籍抄本又はこれに
籍抄本又はこれに代わる書面
。

2 5 第二十七条の二 内閣総理大臣は、申請が法第二十七条第一号の基準に該 うかを審査しなければならない かを審査するに当たつては、 うかを審査しなければならない。 当するかどうかを審査するに当たつては、次の各号の要件を満たすかど の写し一部を内閣総理大臣に提出しなければならない。 (認可の審査基準) 内閣総理大臣は、 三営業年度をいう。 (略) (認可を受けた日の属する営業年度及びその翌営業年度から起算して 認可申請時の収支見込みに基づく純資産額が、収支見込み対象期間 役員に、 水準に維持されていること。 (略) (略) (略) 経歴及び業務遂行上の能力等に照らして認可投資顧問業者 申請が法第二十七条第二号の基準に該当するかどう 次号において同じ。) において一億円を下回らな 認可申請者が次の各号の要件を満たすかど 2 第二十七条の二 同上 5 かを審査するに当たつては、次の各号の要件を満たすかどうかを審査し 兀 Ξ 部及びその写し一部を内閣総理大臣に提出しなければならない。 なければならない。 認可の審査基準) 内閣総理大臣は、 株式総数の過半を所有されている株式会社をいう。以下同じ。 て一億円を下回らない水準に維持されていること。 審査書類提出時に一千億円以上の契約資産額を有するときを含む。 外国会社の本邦支店にあつては、 上であること (外資系現地法人 (外国会社により直接又は間接にその (略) (認可を受けた翌営業年度から起算して三営業年度をいう。) におい 経営者に、 認可申請時の収支見込みに基づく純資産額が、収支見込み対象期間 投資顧問契約に係る契約資産額が予備審査書類提出時に二百億円以 (略) (略 (略) 経歴、 申請が法第二十七条第二号の基準に該当するかどう 業務遂行上の能力等に照らして投資一任契約に係 その海外親会社又は外国会社が予備) 又は

託法第二条第四項に規定する委託会社をいう。以下同じ。)である場合	可の申請をするときは、同条第二項に規定する添付書類のほか、次に掲
第二十七条の三 内閣総理大臣は、認可対象会社が委託会社(証券投資信	第二十七条の三(証券業を営む投資顧問業者は、法第二十六条第一項の認
	(証券業を営む投資顧問業者に係る認可の申請等)
いると認められること。	いること。
ていること等投資一任契約に係る業務について管理体制が整備されて	ていること等投資一任契約に係る業務について管理体制が整備されて
七 顧客からの資産運用状況の照会に、短時間に回答できる体制となつ	六 顧客からの資産運用状況の照会に、短時間に回答できる体制となつ
	者をいう。)又はその責任者が兼任していないこと。
	断者等、発注その他顧客資産の運用を担当する者及び営業を担当する
六 管理部門の責任者と運用担当者が兼任していないこと。	五 管理部門の責任者と運用部門の担当者(投資一任契約に係る投資判
	の他の規則が遵守される体制が整つていること。
ること。	する部門をいう。次号において同じ。)の責任者が定められ、法令そ
五 管理部門の責任者が定められ、内部管理機能が十分に発揮されてい	四 管理部門 (法令その他の規則の遵守状況を管理し、その遵守を指導
ک	の知識及び経験を有する者であること。
四 ファンド・マネージャーが相応の知識及び経験を有する者であるこ	三 役員又は使用人のうち、投資一任契約に係る投資判断者等が、相応
事由に照らして適切な職員構成をとつていると認められること。)。	
体制が確保されている場合その他特別の事由があるときは、当該特別	
社である海外親会社からファンド・マネージャーが適期に派遣できる	
中管理方式を採用している場合、外資系現地法人であつて投資顧問会	
と(外国会社の本邦支店であつて契約資産の運用について本店等で集	
)が複数であり、かつ、業務遂行上必要な職員数が確保されているこ	
ファンド・マネージャー(投資一任契約に係る投資判断者をいう。	
)としての業務運営に不適切な資質を有する者がいないこと。	
る業務の認可を受けた投資顧問業者(以下「投資一任会社」という。	としての業務運営に不適切な資質を有する者がいないこと。

2 認可申請者は、前項に定める書類について、正本一部及びその写し一	及び変更の理由を記載した認可申請書に、変更後の業務方法書の全文を
に係る認可申請書及び添付書類は別表第三のとおりとする。	するときは、業務の内容及び方法の変更の内容、変更を予定する年月日
第二十七条の四(法第二十八条の規定に基づく業務の内容及び方法の変更)	第二十七条の四 認可投資顧問業者は、法第二十八条の認可を受けようと
(業務の内容及び方法の変更の認可)	(業務の内容及び方法の変更の認可)
	題がないと認められること。
	係る業務の適正な運営の確保を妨げるおそれがなく、投資者保護上問
	証券業を営んでいることについて、投資顧問業及び投資一任契約に
	部門とが明確に分かれていること。
	証券業を行う部門と投資顧問業及び投資 任契約に係る業務を行う
	査しなければならない。
	、前条第二項各号の要件のほか、次の各号の要件を満たすかどうかを審
字であること。	基準に該当するかどうかを審査するに当たつては、当該投資顧問業者が
等から赤字となつている場合は、過去三期の経常収支のいずれかが黒	の認可の申請があつた場合において、当該申請が法第二十七条第二号の
二 直近の経常収支が黒字であること又は、直近の経常収支が特殊事情	2 内閣総理大臣は、証券業を営む投資顧問業者から法第二十六条第一項
こととする。	議事録)の写し
会社の運用資産の直近三ヵ年の平均残高により判定することができる	場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の
とし、この場合、当該委託会社が外資系現地法人である場合は海外親	四 定款(投資 任契約に係る業務がその事業目的に記載されていない
平均残高が三千億円以上であることをもつて代えることができること	損失金処理計算書
要件については、投資信託委託業務における運用資産の直近三ヵ年の	三(証券業に係る最終の貸借対照表、損益計算書及び利益金計算書又は
前条第一項各号の要件を満たすこと。ただし、前条第一項第四号の	証券業の運営に関する準則を記載した書類
要件を満たすかどうかを審査しなければならない。	証券業について登録又は認可を受けていることを証する書面の写し
するに当たつては、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる	閣総理大臣に提出しなければならない。
において、申請が法第二十七条第一号の基準に該当するかどうかを審査	げる書類の正本一部及びその写し一部を、管轄財務局長を経由して、内

第二十九条 法第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者の常務に従	第二十九条 認可投資顧問業者の常務に従事する取締役は、法第三十条の
(取締役の兼職の承認の申請)	(取締役の兼職の承認の申請)
写し一部とし、管轄財務局長に提出しなければならない。	
4 法第二十九条の規定に基づく届出書等の提出部数は正本一部及びその	
書の記載事項及び添付書類は別表第四のとおりとする。	出しなければならない。
3 法第二十九条の規定に基づく投資一任契約に係る業務の廃止等の届出	3 認可投資顧問業者は、前項の届出書及び添付書類を管轄財務局長に提
書面を添付しなければならない。	
に係る投資判断者等になつた者の履歴書及び戸籍抄本又はこれに代わる	別表第二のとおりとする。
2 前項第二号に掲げる場合にあつては、届出書に、新たに投資ー任契約	2 法第二十九条第一項の規定に基づく届出書の記載事項及び添付書類は
	三 投資一任契約に係る業務を行う営業所に変更があつたとき。
二 (略)	二 (略)
事業を営まないこととなつたとき。	
	一 役員に異動があつたとき。
定める事項は、次に掲げる事項とする。	定める事項は、次に掲げる事項とする。
第二十八条 法第二十九条第一項第三号に規定する総理府令・大蔵省令で	第二十八条 法第二十九条第一項第五号に規定する総理府令・大蔵省令で
(投資一任契約に係る業務に関し届け出るべき事項)	(投資一任契約に係る業務に関し届け出るべき事項)
変更日から二週間以内に金融監督庁長官に提出しなければならない。	
全文について、管轄財務局長を経由して、正本一部及びその写し一部を	
4 法第二十八条の認可を受けた投資顧問業者は、変更後の業務方法書の	
一・二 (略)	一 · 二 (略)
準は次に掲げるものとする。	準は、次に掲げるものとする。
3 法第二十八条の規定に係る業務の内容及び方法の変更の認可の審査基	2 法第二十八条の規定に係る業務の内容及び方法の変更の認可の審査基
部を管轄財務局長に提出しなければならない。	添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

2 常務に従事しないこととなつたとき若しくは事業を営まないこととなっ する取締役でなくなつたとき又は承認を受けて兼職している他の会社の Ξ _ 請書に、次に掲げる書類を添付し、 財務局長に通知しなければならない たときは、 管轄財務局長に提出しなければならない 承認を受けようとするときは、 八 法第三十条の承認を受けた取締役は、 П 1 1 た書面 事業を営む場合にあつては、 他の会社の常務に従事する場合にあつては、次に掲げる書類 を記載した書面 法を記載した書面 載した書面 (略) 認可投資顧問業者及び当該他の会社における常務の処理方法を記 認可投資顧問業者と当該事業を営む取締役との取引その他の関係 認可投資顧問業者における常務の処理方法及び当該事業を営む方 (略) 認可投資顧問業者と当該他の会社との取引その他の関係を記載し 遅滞なく、 その旨を当該認可投資顧問業者を経由して、 別紙様式第十九号により作成した承認申 次に掲げる書類 当該認可投資顧問業者を経由して、 認可投資顧問業者の常務に従事 管轄 2 役は、 四 \equiv ならない。 第十八号の承認申請書に、 事する取締役は、 局長に提出しなければならない。 なつたときは、 を経由して正本一部及びその写し一部を管轄財務局長に提出しなければ 当該投資顧問業者を経由して、 八 1 1 法第二十四第一項の認可を受けた投資顧問業者の常務に従事する取締 履歴書 同上 同上 当該投資顧問業者又は兼職する会社において、 載した書面 記載した書面 面 た書面 (略) 投資顧問業者と当該他の会社との取引その他の関係を記載した書 投資顧問業者と当該事業を営む取締役との取引その他の関係を記 法第三十条の承認を受けた後に次に掲げる場合に該当することと 投資顧問業者における常務の処理方法及び当該事業を営む方法を 投資顧問業者及び当該他の会社における常務の処理方法を記載し (略) 遅滞なく別紙様式第十九号により作成した異動報告書を 法第三十条の承認を受けようとするときは、 次に掲げる書類を添付し、 正本一部及びその写し一部を管轄財務 代表権の有無に異動 当該投資顧問業者 別紙樣式

があつたとき

に異動があつたとき(兼職する事業の事業主等の地位に異動があつた

- 「一般などですが、)

分に変更があつたとき

四 兼職する会社の商号の変更があつたとき

取締役でなくなつたとき又は承認を受けて兼職している他の会社の常務3 法第三十条の承認を受けた取締役は、投資顧問業者の常務に従事する

||に従事しないこととなつたとき若しくは事業を営まないこととなつたと目終行すが、がつからまでした言葉単している作の会社の言葉

提出部数及び提出先については、前項の規定を準用する。

遅滞なくその旨を記載した書類を提出しなければならない。

きは、

(認可投資顧問業者の禁止行為)

第二十九条の二 法第三十条の三第一項第八号に規定する総理府令・大蔵

省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

| 顧客のために行う当該顧客の資産に係る投資の方法及び取引の種類

法第三十三条において準用する法第十五条に規定する書面

の変更を、

に準ずる書面を交付しないで行うこと。

- 投資を行うこと。
 以外の者の利益を図る取引を行うことを内容とした投資判断に基づく以外の者の利益を図る取引を行うことを内容とした投資判断に基づく二。認可投資顧問業者が投資顧問契約又は投資一任契約を締結した顧客
- 営む場合は、この限りでない。の相手方の代理人になること。ただし、認可投資顧問業者が証券業を四ののをめに証券取引行為を行う場合において、当該証券取引行為
- る運用を行うこと。 証券及び売付け又は買付けの時期を同一にする運用その他これに類す五 複数の顧客の契約資産について、各々の契約期間、対象となる有価
- 号に掲げる事項を記載するものとする。 前項第一号の書面には、法第三十三条において準用する法第十五条各

(認可投資顧問業者の利害関係人との間における禁止行為)

登録金融機関の要請を受けて当該有価証券を取得し、又は買い付けるこれでいる場合において、当該証券会社又は登録金融機関が特定の有価証券の引受け等を行つ、一大である証券会社又は登録金融機関が特定の有価証券の引受け等を行つ、「おいる場合において、当該証券会社又は登録金融機関が特定の有価証券の引受け等を行っている場合において、当該証券会社又は登録金融機関が特定の有価証券の引受け等を行った。

とを内容とした投資判断に基づく投資を行うこととする。

(兼業の承認の申請)

次に掲げる書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。一けようとするときは、別紙様式第二十号により作成した承認申請書に、第三十条(認可投資顧問業者は、法第三十一条第一項ただし書の承認を受

|〜五 (略)

(認可投資顧問業者が証券業を営もうとする場合の認可の申請等)

に掲げる書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。 うとするときは、別紙様式第二十一号により作成した認可申請書に、次第三十条の二 認可投資顧問業者は、法第三十一条第二項の認可を受けよ

- 証券業を営もうとする理由を記載した書面
- 一 証券業の運営に関する準則を記載した書類
- 三 証券業の開始後三年間における当該業務の収支の見込みを記載した

書面

四 定款(証券業がその事業目的に記載されていない場合においては、

当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録)の写し

法第三十一条第二項の兼業の認可の審査基準は、次に掲げるものとす

2

ಠ್ಠ

兼業の承認の申請)

り作成した承認申請書に、次に掲げる書類を添付して、正本一部及びそ一条ただし書の承認を受けようとするときは、別紙様式第二十一号によ第三十条 法第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者は、法第三十

一〜五 (略)

の写し一部を管轄財務局長に提出しなければならない

2

本一部及びその写し一部を管轄財務局長に提出しなければならない。第二号の規定に基づき、別紙様式第二十二号により作成した届出書の正係る業務を廃止し、休止し、又は再開したときは、法第二十九条第一項法第三十一条ただし書の承認を受けている投資顧問業者が当該兼業に

- 一 証券業に係る収支見込みが良好なものであること。
- 部門とが明確に分かれていること。 二 証券業を行う部門と投資顧問業及び投資一任契約に係る業務を行う

(証券業を営む認可投資顧問業者に係る特例)

- 有価証券の銘柄
- 一引受け等を行つた年月日
- | 当該投資判断に基づく投資を行つた年月日
- 四(当該投資判断に基づく投資に係る有価証券の数及び価格

(認可投資顧問業者が証券業を営む場合の禁止行為)

(報告書の交付) 法第三十一条の三第四号に規定する総理府令・大蔵省令で第三十条の四 法第三十一条の三第四号に規定する総理府令・大蔵省令で第三十条の四 法第三十一条の三第四号に規定する総理府令・大蔵省令で

(報告書の交付)

四の法第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者にあつては、投資	四
	次に掲げる帳簿書類とする。
	第三条第二項において適用する場合を含む。)に規定する帳簿書類は、
第三十二条 同上	第三十二条 法第三十四条 (法第九条第四項、附則第二条第二項及び附則
(業務に関する帳簿書類の作成)	(業務に関する帳簿書類の作成)
	に滞留させてはならない。
	の資産を当該投資による取引の決済のため必要な期間を超えて当該口座
	2 認可投資顧問業者は、前項の預託を受ける場合においては、当該顧客
	よる取引の決済以外の目的で当該口座を利用してはならない。
	口座への預託を受ける場合には、当該認可投資顧問業者は、当該投資に
	次号において「顧客の資産」という。)の当該認可投資顧問業者名義の
	る取引の決済のため当該顧客からその計算に属する金銭又は有価証券(
	ら一任された投資判断に基づく投資を行う場合において、当該投資によ
	第三十一条の二 認可投資顧問業者が投資一任契約を締結している顧客か
	口座)
	(顧客から一任された投資判断に基づく投資による取引の決済のための
等の種類、銘柄、数及び価格	等の銘柄、数及び価格
投資一任契約に係る当該顧客の資産を構成する金銭並びに有価証券	二 投資一任契約に係る当該顧客の資産を構成する金銭並びに有価証券
一 (略)	
l)	
十二条に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならな	次に掲げる事項を記載しなければならない。
第三十一条 法第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者は、法第三	第三十一条 認可投資顧問業者は、法第三十二条に規定する報告書には、

資を含む。)に係る有価証券等の銘柄、 該各号に定める者が、 又は一部を令第 ら一任されて行つた投資 (投資判断及び投資の実行に係る権限の全部 一条各号に掲げる者に再委任している場合における当 当該契約に基づき、 数及び価格並びに売買の別並 当該顧客のために行つた投

五 (略)

又は氏名を記録した書面

びに取引の方法及び年月日並びに証券取引行為の相手方の商号、

名称

2.3 (略)

(営業報告書の様式等)

第三十三条 務局長に提出しなければならない 告書は、投資顧問業者が法人である場合にあつては別紙様式第二十二号 び附則第三条第二項において適用する場合を含む。 個人である場合にあつては別紙様式第二十三号により作成し、 法第三十五条第一項 (法第九条第四項、)に規定する営業報 附則第二条第二項及 管轄財

(営業報告書の提出期限の承認の手続等)

第三十七条 則第二条第二項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。) 又は投資一任契約に係る業務を営む場合における当該投資顧問業者(以 る個人である投資顧問業者が国内にある顧客を相手方として投資顧問業 により読み替えて適用される法第三十五条第一項(法第九条第四項、 下「外国法人等である投資顧問業者」という。)が、令第十七条の規定 外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有す 附

> 引行為の内容を、 一任契約を締結している顧客から一任されて行つた投資に係る証券取 当該証券取引行為の相手方となつた証券会社の商号

を付記して記録した書面

五 (略)

• 3 (略)

2

(営業報告書の様式等)

第三十三条 法第三十五条第一項 (法第九条第四項、附則第二条第二項及 告書は、 び附則第三条第二項において適用する場合を含む。 ならない。 個人である場合にあつては別紙様式第二十四号により作成しなければ 投資顧問業者が法人である場合にあつては別紙様式第二十三号)に規定する営業報

2 前項の営業報告書を提出しようとするときは、 当該営業報告書に、

管轄財務局長に提出しなければならない。

(営業報告書の提出期限の承認の手続等)

の写し十二通を添付して、

第三十七条 第二条第二項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。)の 下「外国法人等である投資顧問業者」という。)が、令第七条の規定に 又は投資一任契約に係る業務を営む場合における当該投資顧問業者(以 より読み替えて適用される法第三十五条第一項 (法第九条第四項) る個人である投資顧問業者が国内にある顧客を相手方として投資顧問業 外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有す 附則

た承認申請書を金融監督庁長官に提出しなければならない。の規定による承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載し

|-| (略)

2~5 (略)

(経由官庁)

ければならない。 ければならない。 ければならない。 投資顧問業者(外国法人等である投資顧問業者で国内に営業第三十九条 投資顧問業者(外国法人等である投資顧問業者で国内に営業第三十九条 投資顧問業者(外国法人等である投資顧問業者で国内に営業第三十九条 投資顧問業者

(外国法人等である投資顧問業者に係る特例)

である投資顧問業者で国内に営業所を有しないものにあつては主たる営のにあつては国内における主たる営業所を主たる営業所と、外国法人等については、外国法人等である投資顧問業者で国内に営業所を有するも第四十条 外国法人等である投資顧問業者に対するこの命令の規定の適用

(標準処理期間)

業所が関東財務局の管轄区域内に所在するものとみなす。

のを除く。)がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対す命令の規定による認可、承認又は登録に関する申請(予備審査に係るも界四十一条 大蔵大臣、財務局長及び福岡財務支局長は、法、令又はこの

承認申請書を金融監督庁長官に提出しなければならない。規定による承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した

|〜三 (略)

2~5 (略)

(経由官庁)

第三十九条 投資顧問業者(外国法人等である投資顧問業者で国内に営業第三十九条 投資顧問業者(外国法人等である投資顧問業者で国内に営業が1ればならない。) を財務事務所長又は福岡財務支局長に提出しようとする場合において、当該投資顧問業者の主たる営業所の所在地を管轄する財務事務所又は、当該投資顧問業者の主たる営業所の所在地を管轄する財務事務所又は、、当該投資顧問業者の主たる営業所の所在地を管轄する財務事務所又は、、当該投資顧問業者の主たる営業所の所在地を管轄する財務事務所又は、当該投資顧問業者の世法、当該申請書等を当該財務事務所長又は出張所長を経由してこれを提出しな、当該投資顧問業者の世法、当該申請書等を当該財務事務所長又は出張所長を経由してこれを提出しない。 「中間では、当該投資顧問業者で国内に営業第三十九条 投資顧問業者(外国法人等である投資顧問業者で国内に営業

(外国法人等である投資顧問業者に係る特例)

所が関東財務局の管轄区域内に所在するものとみなす。 である投資顧問業者で国内営業所を有しないものにあつては主たる営業のにあつては国内における主たる営業所を主たる営業所と、外国法人等の見法人等である投資顧問業者で国内に営業所を有するも第四十条 外国法人等である投資顧問業者に対するこの省令の規定の適用

(標準処理期間)

のを除く。)がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対す省令の規定による認可、承認又は登録に関する申請(予備審査に係るも第四十一条 大蔵大臣、財務局長及び福岡財務支局長は、法、令又はこの

	別表第二	別表第一
記載した書面及び平面図	の変更 務を行う営業所の位置 投資一任契約に係る業	
三 変更後の役員全員の一覧表 名号に該当しないことを誓約する書面	役員の変更	
添付書類	届出事項	
	別表第一	
		Conの命令は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律にの命令は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律にある。
	~三 (略)	
いものとする。	に掲げる期間を含まないものとする。	に掲げる期間を含まないものとする。
よう努めるものとする。 ただし、当該期間には、次の各品	る処分をするよう努める	る処分をするよう努めるものとする。 ただし、当該期間には、次の各号

株主構成	会社の概要及び沿革	書面	当該業務の収支の見込みを記載した書面投資一任契約に係る業務の開始後三年間における	算書又は損失金処理計算書最終の貸借対照表、損益計算書及び利益金処分計	投資一任契約に係る投資判断者等の履歴書	役員の履歴書	添付書類
号二別紙樣式第十八	号八別紙樣式第十八	別紙樣式第四号	号口別紙様式第十八	号イ別紙様式第十八	別紙樣式第二号	別紙樣式第二号	様 式
+#-	۵۱	⇒ :+	אלן +ען		±α +π	±≥ H17	
株主構成	会社の概要及び沿革	書面法第七条第一項各号に該当しないことを誓約する	当該業務の収支の見込みを記載した書面投資「任契約に係る業務の開始後三年間における	算書又は損失金処理計算書最終の貸借対照表、損益計算書及び利益金処分計	籍抄本又はこれに代わる書面投資一任契約に係る投資判断者等の履歴書及び戸	者の履歴書及び戸籍抄本又はこれに代わる書面取締役及び監査役又はこれらに類する役職にある	添付書類
号二別紙樣式第十七	号八別紙樣式第十七	別紙樣式第四号	号口別紙様式第十七	号イ別紙様式第十七	は別紙様式第二号履歴書について	は別紙様式第二号履歴書について	様式

員を記任意の様式			
	載した書面営業所の所在の場所、平面図、面積及び人員を記	任 意 の 様 式	及びその処理内容を記載した書面苦情処理体制並びに過去二年間に寄せられた苦情
の整備 任意の様式	状況投資一任契約に係る業務に関する管理体制の整備	任意の様式	載した書面営業所の所在の場所、平面図、面積及び人員を記
額の見号が別紙様式第十七	込み	任意の様式	状況投資一任契約に係る業務に関する管理体制の整備
号ト別紙様式第十七	今後三年間の純資産額の見込み	号別紙様式第十八	込み
定め、任意の様式	予定している投資一任契約に係る報酬額の定め予備審査書類提出時の投資顧問契約及び認可後に	号へ別紙様式第十八	今後三年間の純資産額の見込み
条第一	項の投資顧問契約に係る契約資産額直近期末及び予備審査書類提出時の法第二条第一	任意の様式	予定している投資一任契約に係る報酬額の定め予備審査書類提出時の投資顧問契約及び認可後に
号亦別紙樣式第十七	役員の兼職及び兼業状況	号が別紙様式第十八	役員の兼職及び兼業状況

	届出事項 記載事項 添	別表第二					
記載した書面保の処理その他投資一個客との間の契約関係の処理その他投資一個などのの関の契約関係の処理をののの契約関ののののののののののののののののののののののののののののののののの	が 付 書 類						
務 段 の 廃 止 仕 却	届出	別 表 第 四	方法の変更発の内容及び	認可	別表第三	年の平均残高)	及びその
約に係る業	事項	=		項		残高) 残高)	の処理内容を記
務の廃止 二 廃止の理由 二 投資一任契約に係る業 一 廃止の年月日 一	事	三	I			年の平均残高)投資信託委託業務における運用資産額(直近三ヵ	及びその処理内容を記載した書面

務の休止又は再開だし書の承認に係る業	務の廃止だし書の承認に係る業法第三十一条第一項た	又は再開届出に係る業務の休止	居出に係る業務の廃止法第二十三条第一項の	務の休止又は再開投資一任契約に係る業
一	二 廃止の理由 用目	一 休止の期間又 一	二廃止の理由	コースは再開の年月日日は再開の年月日
	取締役会議事録		取締役会議事録	書面 株正期間中の対顧客事
				務の休止又は再開投資一任契約に係る業
				休止又は再開

	資判断者等の異動投資一任契約に係る投		認可に係る業務の廃止法第三十一条第二項の
異動の年月日	名 氏名及び役職	二 休止の期間又 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	二廃止の理由日
	履歴書(新任のみ)		取締役会議事録
	資判断者等の異動投資一任契約に係る投		
二異動の年月日	名氏名及び役職		
(新任のみ	二 戸籍抄本又はこれに 履歴書 (新任のみ)		

	覧表		
	三変更後の営業所の一		
	∵	は新旧の住所)	
	(廃止の場合を除く。	置の変更の場合	
	載した書面及び平面図	業所の住所 (位	
	造、規模、人員等を記	三変更に係る営	
	二変更後の営業所の構	止の別)	
	除く。)	位置の変更、廃	
	た略図(廃止の場合を	営業所の設置、	
	在の場所を明らかにし	二 変更の内容(務を行う営業所の変更
	一変更後の営業所の所	一変更の年月日	投資一任契約に係る業
等の一覧表	等の一覧表		
四異動後の投資判断者	三異動後の投資判断者		
	<u> </u>		

財務(支)局長 殿

申請者 住 所

商 号 又は名称

氏 名

ED

(法人にあつては、代表者の氏名)

登 録 申 請 書

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第4条の規定により投資顧問業 者の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありま せん。

- 1 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない 事由があるときは署名によることができる。
- 2 押印した印章に係る印鑑証明書を添付すること(署名の場合を除く。)。

財務(支)) 局長	第	号 (年	月	日)
法	人		個		人	
(郵便番号)					
			電話	番号()	-
			千円			
役職名		住			所	
	(郵便番号	(郵便番号)	(郵便番号)	法 人 (郵便番号) 電話 千円	(郵便番号) 電話番号(千円	(郵便番号) 電話番号() 千円

- 1 「* 登録番号」には、記載しないこと。
- 2 「1.法人・個人の別」は、該当するものに 印を付けること。
- 3 「2.商号又は名称」、「3.氏名」
 - (1) 法人は商号を「2.商号又は名称」に記載し、個人は氏名を「3.氏名」 に記載すること。
 - (2) 個人は「2.商号又は名称」に、商号登記をしている場合はその商号を、商号登記をしていない場合は屋号等の名称を記載することができる。
 - (3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名がある場合は、「3.氏名」に()書きで併せて記載することができる。
- 4 「4.住所」について、法人は登記簿上の主たる営業所の所在地を、個人は 現住所を記載すること。
- 5 「5.資本金額」には、出資総額を含む。
- 6 「6.役員」について、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。

7 令第3条に規定する使用人

(ふりがな) 氏 名	職名	住	所
計名			

(記載上の注意)

- 1. 令第3条のうち、該当する事由の号番号を「氏名」に付記することとし、複数の号に該当する場合は、その該当するすべての号を付記すること。
- 2.記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。

(第4面)

8 営業所の名称及び所在地

名	称	設置年月日	所	在	地
計	店				

- 1 「名称」には、主たる営業所及びその他の営業所を、それぞれ区分して記載すること。
- 2 「所在地」には、その営業所の電話番号を併せて記載すること。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その 書面を第4面の次に添付すること。

1	~~	_	ᄑ	`
	프	_	181	
١.	77	_	ш	

9	業務の方法
(記載上の注意)
•	欠の各項目につき記載すること。
	1 助言の対象となる有価証券等の範囲
	2 助言の内容及び方法並びにその回数
	3 報酬体系
	(1) 顧客が投資顧問業者へ支払う報酬の定め方を具体的に金額を明示して記載
	すること。
	(2) 会費制の場合において会費の額により助言の内容及び方法が異なる場合は
	当該内容及び方法を会費額別に具体的に記載すること。
	(3) 成功報酬体系を採る場合は、その報酬の算出方法、売買の確認方法を具体
	的に記載すること。
	4 報酬の支払時期
	(第6面
10	
_	
(i	記載上の注意)

日本標準産業分類表細分類により記載すること。

11 主要株主の商号、氏名又は名称及び住所

(ふりがな) 商号、氏名又は名称	保有する株式の数又は出資 の金額	割合	住	所

- 1 「主要株主」とは、令第8条第3号に規定する主要株主をいう。
- 2 「割合」とは、保有する株式の数又は出資の金額の発行済株式の総数又は出資の総額に対する百分比をいう。
- 3 実質的に保有する株式の数又は出資の金額の多い順に記載すること。
- 4 名義を親族(配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族)に分割している場合は、合算した株式の数又は出資の金額を「保有する株式の数又は出資の金額」に、その合算した割合を「割合」に()書きで記載すること。
- 5 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その 書面を第7面の次に添付すること。

12 役員の兼職状況

(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類
K R V K I	スは他に白がている手来の住人

(記載上の注意)

- 1 「業務の種類又は他に営んでいる事業の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
- 2 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第8面の次に添付すること。

(第9面)

13	登録免許税領収書貼付欄	(弟9世

(注意事項)

登録申請書の副本には、添付を要しない。

別紙様式第二号(第4条第1項第4号又は第27条第3項第1号及び第2号関係) (HAII業機A4) 登録申請者等の履歴書

(i		がな) 名									
IJ	見住	所	(郵	(郵便番号)			電話番号() -				
衫	殳 職 -	名等				生年月日		年月	日(満	歳)	
職歴		期	間			内			容		
歴及び兼職状況		年年	月月	日日							
貨		年	月	日		賞罰	Ø	内	容		
罰											
	上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏名 印										

- 1 「登録申請者等」とは、法第5条第1項第1号に規定する登録申請者(法 人である場合は、その役員)及び令第3条に規定する使用人をいう。
- 2 「賞罰」には、法第7条第1項第5号及び第6号に係るものすべてを記載 し、行政処分については、同項第4号に係るもののみを記載すること。
- 3 認可申請書の提出に当たつて使用する場合は、「登録申請者等」を「認可申請者等」とすること。
- 4 「認可申請者等」とは、認可申請者(その代表者)、その取締役及び監査 役又はこれらに類する役職にある者並びに投資一任契約に係る投資判断者等 をいう。

株主又は社員の名簿

(A)発行済株式の総数及び 資本金又は出資の総額		株(又は口) 千円			
氏名又は名称	(B) 保有する株式の数又は出資の金額	割合(B/A)	との関係		
	株(又は口) 千円	%			
計	株(又は口) 千円	%			

- 1 保有する株式の数又は出資の金額の多い順に10名(法人を含む。)につ いて記載すること。
- 2 「投資顧問業者との関係」には、株式又は出資を保有する者が当該投資顧 問業者の役職員又はその親族である場合に、その旨を記載すること。

年 月 日

財務(支)局長 殿

商号 又は名称 氏 名

EП

(法人にあつては、代表者の氏名)

誓 約 書

私並びに有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第5条第1項第2号に 規定する役員及び有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令第3条に 規定する使用人は、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第7条第1項 各号に該当しない者であることを誓約します。

- 1 誓約者が個人である場合においては、「並びに有価証券に係る投資顧問業 の規制等に関する法律第5条第1項第2号に規定する役員」を消して使用す ること。
- 2 認可申請書の提出に当たつて使用する場合は、「財務(支)局長」を「内 閣総理大臣」と、「氏名」を「代表者氏名」とし、「(法人にあつては、代 表者の氏名)」を消して使用すること。

ΕIJ

財務(支)局長 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号

住 所

商 号 又は名称

氏 名

(法人にあつては、代表者の氏名)

変 更 届 出 書

下記の事項について変更しましたので、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第8条第1項の規定により届け出ます。

記

変更年月日		変	更に	係	る事	項			
发 史 年 月 日	变	更	後		変	更	前		

- 1 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。
- 2 「変更に係る事項」について記載しきれないときは、この様式の例により 作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 変更届出書を提出しようとする時点において現に登録されている投資顧問業者登録簿の当該変更に係る頁について、当該変更箇所の訂正、追加又は削除を行つた後のものを添付すること。

財務(支)局長 殿

届出者 住 所

商 号 又は名称

氏 名

EП

(法人にあつては、代表者の氏名)

廃業等届出書

下記の事由に該当することとなりましたので、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第9条第1項の規定により届け出ます。

記

廃業等をした投資顧問業者の商号、名称又は氏名

登録番号

該当事由発生年月日

該当事由

届出者と投資顧問業者との関係

- 1 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事 由があるときは署名によることができる。
- 2 「該当事由」には、法第9条第1項のうち、該当する事由の号番号を記載する こと。ただし、第5号に該当する場合は、その理由も併せて記載すること。

日

月

財務(支)局長 殿

報告者 登録番号 財務(支)局長 第 号

住所

商 号 又は名称

氏 名 印 (法人にあつては、代表者の氏名)

営業所の所在報告書

投資顧問業者登録簿に登録された営業所について別紙のとおり報告します。

登録 番号 財務(支)局長第号 商号又は名称 営業所の名称 所在地(郵便番号)	
営業所の名称 所在地(郵便番号)	
所 在 地 (郵便番号)	
電話番号() -
(ふ り が な) 生 年 月 日 (明・大・昭)	年 月 日
営職名及び職務内容	
業 業務を執行する 1.代表権者がいる 2.社内規則等による委任権 限 の 基 礎 3.その他(具体的に)	
所 常時行つている 1.投資助言 2.投資一任業務 3.その他の 業務内容	と(具体的に)
概 投資顧問業に従事する 使用人の数	Д
要 営業所の占有 1.自己所有 2.賃借 3.その他(具体的に)	
営 業 所 の 規 模 平方メートル	

- 1 代表者とは、当該営業所の業務を統括する者(本店長、支店長、営業所長、事務所長等)をいう。
- 2 案内図及び配席図を併せて提出すること。

(日本工業規格A4)

日

月

財務(支)局長 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号

住所

商 号 又は名称

氏 名 印 (法人にあつては、代表者の氏名)

営業保証金供託届出書

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第10条第1項、第4項又は第8項の規定により供託をしたので、供託書正本を添えて、届け出ます。

(記載上の注意)

不要な字句は消して使用すること。

別紙様式第九号(第10条第1項関係)

(日本工業規格A4)

日

月

年

財務(支)局長 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号

住 所

商 号 又は名称

氏 名 印 (法人にあつては、代表者の氏名)

営業保証金供託保証契約締結届出書

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第10条第3項に規定する契約を締結しましたので、契約書の写しを添付して、届け出ます。

日

月

財務(支)局長 殿

申請者 登録番号 財務(支)局長 第 号 住 所

商 号 又は名称 氏 名 印 (法人にあつては、代表者の氏名)

営業保証金供託保証契約変更承認申請書

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令第5条第3号の規定により、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第10条第3項に規定する契約(以下「営業保証金供託保証契約」という。)の変更の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

- 1.申請の理由
- 2. 現に供託している営業保証金の内容
 - イ 金銭の場合

供託所名・供託番号	供 託 金 額	供託者名
	円	

ロ 有価証券の場合

供託所名・供託番号	名	称	枚	数	総額面	券面額	回記号	番	号
					円	円			

3.現に締結している営業保証金供託保証契約の内容

契約の相手方の商号	契約年月日	契約期間	契約金額
			円

4.変更しようとする営業保証金供託保証契約の内容

契約の相手方の商号	契約年月日	契約期間	契約金額
			円

財務(支)局長 殿

年 月 日

申請者 登録番号 財務(支)局長 第 号 住 所

商 号 又は名称 氏 名 印 (法人にあつては、代表者の氏名)

営業保証金供託保証契約解除承認申請書

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令第5条第3号の規定により、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第10条第3項に規定する契約(以下「営業保証金供託保証契約」という。)の解除の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

- 1.申請の理由
- 2. 現に供託している営業保証金の内容
 - イ 金銭の場合

供託所名・供託番号	供 託 金 額	供 託 者 名
	円	

ロ 有価証券の場合

供託所名・供託番号	名	称	枚	数	総額面	券面額	回記号	番	号
					円	円			

3. 現に締結している営業保証金供託保証契約の内容

契約の相手方の商号	契約年月日	契約期間	契約金額
			円

別紙様式第十二号(第10条第3項関係)

(日本工業規格A4)

日

月

財務(支)局長 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号

住所

商 号 又は名称

氏 名 印 (法人にあつては、代表者の氏名)

営業保証金供託保証契約変更届出書

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第10条第3項に規定する契約を変更したので、契約書の写しを添えて、届け出ます。

別紙様式第十三号(第10条第3項関係)

(日本工業規格A4)

日

月

年

財務(支)局長 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号

住 所

商 号 又は名称

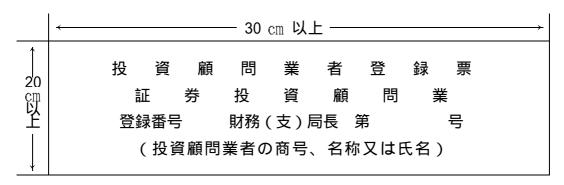
氏 名 印 (ナーになっては、伏ま者の氏名)

(法人にあつては、代表者の氏名)

営業保証金供託保証契約解除届出書

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第10条第3項に規定する契約を解除したので、届け出ます。

別紙様式第十四号(第14条第1号関係)



(記載上の注意)

- 1 法附則第3条第1項の規定により投資顧問業を営む場合にあつては、「投資顧問業者登録票」に代えて、「投資顧問業者票」と表示するとともに、登録番号に代えて、法附則第3条第1項の規定により投資顧問業を営む旨を表示すること。
- 2 法第9条第3項の規定により投資顧問業を営む場合にあつては、登録番号 に代えて、被相続人である投資顧問業者であつた個人の有していた登録番号 を表示すること。
- 3 証券投資顧問業協会会員である場合にあつては、その者の証券投資顧問業協会会員番号を、商号、名称又は氏名の下に掲記することを妨げない。

別紙様式第十五号(第14条第2号関係)



(記載上の注意)

証券投資顧問業協会会員である場合にあつては、その者の証券投資顧問業協会会員番号を、商号の下に掲記することを妨げない。

財務(支)局長 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長第 号

住 所

商号

代表者役職

氏 名 印

兼業届出書

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第23条第1項の規定に基づき、下記のとおり 届け出ます。

記

- 1. 兼業に係る業務の名称
- 2. 兼業に係る業務を行う営業所の名称及び所在地
- 3. 兼業に係る業務に関する組織
- 4. 兼業に係る業務の内容及び運営の準則

(記載上の注意)

「1.兼業に係る業務の名称」には、当該業務に関する登録番号又は認可番号を付記すること。

内閣総理大臣 殿

年 月 日

申請者 登録番号 財務(支)局長 第 号住 所

商 号 代表者の 役職氏名

EП

投資一任契約に係る業務の認可申請書

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条第1項の規定による投資一任契約 に係る業務の認可を受けたいので、同法第26条第1項の規定に基づき認可を申請します。

1.商号及び住所

商号

住 所

2.資 本 の 額

千円

3. 取締役及び監査役の氏名

氏	名	役	職	名	代表権の無	常 勤 ・ 非常勤の別

4. 営業所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所	在	地
主たる営業所	年 月 日			
その他の営業所	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			

最終の貸借対照表、損益計算書及び利益金処分計算書又は損失金処理計算書

1. 貸借対照表

年 月 日現在

		資		産	Ø	3	部				負		債	Ø	İ	部	
科				田	៕	期	前	期	科				目	细	期	前	期
流	動		資	産		千円		千円	流	動	Í		債		千円		千円
現	金	•	預	金					短	期	借	λ	金				
前		払		金					前		受		金				
前	払		費	用					前	受		収	益				
未	収		λ	金					未		払		金				
未	収		収	益					未	払		費	用				
有	価		証	券					未	払	事	業	税				
									未	払	去人	、稅	等				
貸	倒	引	当	金													
固	定		資	産					固	定	Í		債				
有	形固]]	定資	産					長	期	借	λ	金				
建	!			物													
器	具	•	備	品													
土	-			地					負	債		合	計				
											資		本	o	<u>‡</u>	II .	
									資		本		金				
無	形固]]	定貨	産					法	定	準	備	金				
投		資		等					剰	(又に	余 ナケ指	全)	金				
投	資	有	価証	正 券					当 並	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							
長	期差	入	、保	証金					()	ては当其	明未如	理損	美失)				
										5当期約 月純損タ			は				
貸	图	引	当	金													
繰	延		資	産					資	本	É	<u></u>	計				
資	産		合	計					負 億	•	資 2	本 	計				

2 . 損益計算書

自 年 月 日 至 年 月 日

					金	額	
科		目		当	期	前	期
営	業	X	益		千円		千円
投	資 顧	問	料				
営		益	計				
営	業	曳	用				
人	件		費				
	動産り		費				
租	税						
通	信 交	通	費				
調	查 研	究	費				
広	告 宣	伝	費				
	業 費	用	 計				
営			 益				
	外 外		 益				
	取		 息				
	 i 証 券 等						
営	業外場	又益	計				
営 業	外	費	用				
経	常打	員	益				
特	別	員	益				
税 引 減 (又は私	前 当 期 名引前当期	純利純損	益 夫)				
法人	税等	充 当	額				
(税引後) 当	á 期 純 は当期が	·····································	益 ミ)				
前期(又	繰 越 は前期繰	利 越 損 タ	益 夫)				
当 期 (又は	未 処 分 当 期 未 処	分 理損	益 き)				

3 . 利益金処分

自 年 月 日 至 年 月 日

		科				目		金	額	備	考
7	≦ :	期	未	処	分	利	益		千円		
	準	Ē	備	金	取	崩	U				
				計							
	L i	記	金	額	の	処	分				
	禾	J	益	準	Ē	備	金				
	酉	3		필	á		金			1株当たり配当額 _〔 現金 株式	円 円
	彸	Ž	員	į	Í	与	金				
				計							
Z	て フ	期	約		越	利	益				

(日本工業規格A4)

4 . 損失金処理

自 年 月 日 至 年 月 日

	 科 目					D F	/#			
	₹-	ł			H		金	額	備	考
当	期	未	処	理	損	失		千円		
上	記	金	額	の	셏	理				
	利	益 準	備	金	取	崩し				
	資	本 準	備	金	取	崩し				
	計									
次	斯	緑	!	越	損	失				_

投資一任契約に係る業務の収支の見込み

(単位:千円)

												((単位:千円)
科	E	1	当		期		年	月期		年	月期	年	月期
1営	業収	益											
投資- 業務 <i>0</i>	-任契約に係 D顧問料	系る (A)											
そ	の	他											
営業	単 収 益	計											
2営	業費	用	全	体	うち投資 任業務費	一	全 体	うち投資 任業務	資一 費用	全 体	うち投資ー 任業務費用	全 体	うち投資ー 任業務費用
人	件	費			()		()		()		()
不 動	産 関 係	費			()		()		()		()
租	税 公	課			()		()		()		()
通信	京 通	費			()		()		()		()
調	至 研 究	費			()		()		()		()
広岩	告 宣 伝	費			()		()		()		()
そ	の	他			()		()		()		()
営 第	養 費 用	計			(B))		((B)		(B)		(B)
3営	業損	益			(A - B)			(A - B)			(A - B)		(A - B)
4営業	外 収	益											
受	取 利	息											
有価語	証券等取引	益											
そ	の	他											
営業	外収益	計											
5 営 業	外 費	用											
営業	外費用	計											
6営業													
	常 損	益											
	引 損	益											
9税引前(又は税引	5 当 期 純 1前当期純排	利 益 損失)											
10法 人	脱等充	当 額											
11 (税引後)	後) 当期終 当期純損失〕	吨利益)											

(注) 上記の収支の見込みは、投資一任契約に係る業務の開始時期を (年 月)として算出した。

会社の概要及び沿革

- 1.会社の概要及び沿革
 - (1) 設立年月日及び設立時の事業
 - (2) 設立の経緯
 - (3) 設立後の沿革
 - (4) 他に営んでいる事業
 - (5) 組織図(別添)
- 2.人員配置(年月日現在)
 - (1) 役職員 名
 - (2) 取締役 名

常勤・代表権有名常勤・代表権無名非常勤・代表権有名非常勤・代表権無名

- (3) 監査役 名 (うち常勤 名)
- (4) 従業員名(男名、女名)(うち親会社等からの出向者名)
- (5) 役職員人数別配置表(部・課別等:別添でも可)
- 3.海外親会社等の概要及び沿革 (別紙1)
- 4.海外子会社等の概要及び沿革 (別紙2)
- 5.申請者と海外親会社及び海外子会社との関係を示すグループ関係図

- 1 親会社等とは、申請者の経営を支配するものとして、令第8条第3号に掲げる要件を満たす法人とする。
- 2 海外親会社等とは、申請者が外資系現地法人の場合における、当該申請者の経営を支配するものとして、令第8条第3号に掲げる要件を満たす外国法人とする。
- 3 海外子会社等とは、申請者によつてその経営が支配されているものとして、令第8条第4号に掲げる要件を満たす外国法人とする。

(別紙1)

海外親会社等の概要及び沿革

- 1 . 概要
 - (1) 商 号
 - (2) 代表者の役職・氏名
 - (3) 住 所
 - (4) 資本の額
 - (5) 主たる事業
 - (6) 営業所の所在地
 - (7) 役職員総数 名
 - (8) 申請者との関係
- 2 . 沿革
 - (1) 設立年月日及び設立時の事業
 - (2) 設立の経緯及び設立後の沿革

(日本工業規格A4)

(別紙2)

海外子会社等の概要及び沿革

- 1.概要
- (1) 商 号
- (2) 代表者の役職・氏名
- (3) 住 所
- (4) 資本の額
- (5) 主たる事業
- (6) 営業所の所在地
- (7) 役職員総数名(役員名、職員名)うち申請者からの出向者名(役員名、職員名)
- (8) 申請者との関係
- 2 . 沿革
 - (1) 設立年月日及び設立時の事業
 - (2) 設立の経緯及び設立後の沿革

株 主 構 成

(/	(A)発行済株式の総数						株	申	i	青	者
氏	名	又	は	名	称	(B)保有する株式の数	割 合 (B/A)	ح	Ø	関	係
						株					
						株					
						株					
		言	+			株	1 0 0 %				

別紙様式第十八号ホ(第27条第3項関係)

(日本工業規格A4)

役員の兼職及び兼業状況

氏	名	申請会社におけ る役職名	代表権 の有無	常勤・非 常勤の別	兼職先の会社名及び役職名 又は兼業している事業	兼職先の会社の 主たる事業

今後3年間の純資産額の見込み

(単位:千円)

	当	期	末	年	月末	年	月末	年	月末
期 首 純 資 産 額 (A)									
(税引後) 当期純利益 (B) (又は当期純損失)									
配当金・役員賞与等 (C) (社外流出)									
増 資 額 (D)									
期 末 純 資 産 額 (A+B-C+D)									

(注) 上記の純資産額の見込みは、投資一任契約に係る業務の開始時期を (年 月)として算出した。

別紙様式第十八号ト(第27条第3項関係)

(日本工業規格A4)

今後3年間の投資一任契約に係る契約資産額の見込み

	区分	当	期	末	ź	Ŧ.	月末	É	F 月末	É	F 月末
国内	年 金 特金等 計	件		億円	件		億円	件	億円	件	億円
海外	年 金 特金等 計										
合計	年 金 特金等 計										

- (注) 1 上記の契約資産額の見込みは、投資一任契約に係る業務の開始時期を
 - (年 月)として算出した。 2 「特金等」とは、特定金銭信託契約その他の年金顧客以外の顧客を相手方とした契約をいう。

財務(支)局長 殿

申請者

氏 名 印

登録番号: 財務(支)局長第 号³ 認可番号:内閣総理大臣第 号³

商号

役職名 (代表権の有無)

取締役の兼職に関する承認申請書

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第30条の規定に基づき、下記のとおり兼職 の承認を受けたいので、申請します。

記

兼職会社名、役職名及び代表権の有無

財務(支)局長 殿

申請者

₍登録番号: 財務(支)局長第 号

住 所

商号

代表者

印 役職氏名

兼業承認申請書

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第31条第1項ただし書の規定に基づき、 下記のとおり兼業の承認を受けたいので、申請します。

記

兼業の承認を受けようとする業務

財務(支)局長 殿

申請者

₍登録番号: 財務(支)局長第 号

住 所

商号

代表者

印 役職氏名

兼業認可申請書

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第31条第2項の規定により証券業の兼業の 認可を受けたいので、申請します。

別紙様式第二十二号(第33条関係)

(日本工業規格A4)

(第1面)

第	期営業報告書		年	月	日から 一
		<u> </u>	年	月	日まで 🌙

年 月 日 提出

商号又は名称社印所在地代表者の役職名・氏名印

Ⅰ.業務の状況

- 1.業務開始年月日
- 2. 当期の業務概要
- 3. 株主総会等の決議事項の要旨
- 4. 役員及び使用人の状況

ŕ	·	使用人	合計	
常勤	非常勤	小計	以 用人	口削
名	名	名	名	名

- 1	投資判	断者等	Ė	役員	使用人	合計
分	析	者	等	名	名	名
助言	の業務	务を行 ^っ	う者	名	名	名

- 1 「商号又は名称」には、登録番号及び認可番号(認可投資顧問業者のみ。)を併せて記載すること。
- 2 「3.株主総会等の決議事項の要旨」には、当該営業年度に係る株主総会 等(株主総会及び取締役会)の開催日並びに決議事項の要旨を記載すること。
- 3 「4.役員及び使用人の状況」の「分析者等」とは、令第3条第2号に規 定する者をいい、「助言の業務を行う者」とは、令第3条第3号に規定する 者をいう。
- 4 「4.役員及び使用人の状況」の「分析者等」が「助言の業務を行う者」 を兼ねる場合は、「助言の業務を行う者」に兼任する人数を内書きにすること。

5. 営業所の状況

名	称	所	在	地	設置年月日	役員及び使用人	備	考
主たる	営業所					名		
計	店					計 名		

6.投資顧問業の状況

投資		問 契 を除く。	約)	うち、	顧客	の資産	の額を	€前提	としぇ	た契約
契	約	数		契	約	数	資	産	総	額
			件			件				万円

- 1 「5.営業所の状況」の「設置年月日」は、当初の設置年月日を記載することし、営業所の移転を行つた場合は、移転年月日を()書きすること。
- 2 「6.投資顧問業の状況」の「契約数」及び「資産総額」には、期末における数値を記載し、「うち、顧客の資産の額を前提とした契約」には、業務の方法で契約資産額に応じた報酬体系を適用している契約について記載すること。 外貨建の契約の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

7.投資一任契約に係る業務

① 投資一任契約に係る業務を行う営業所の状況

名	称	所	在	地	認可業務開始年月日	役員及び使用人
主たる	営業所					名
計	店					計 名

② 投資一任契約に係る業務の状況

	国	内	小 計	海	外	小計	合 計
	年金	特金等	小 計	年 金	特金等	小 計	
契約数	件	件	件	件	件	件	件
運用資産総額	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円

- 1 「② 投資一任契約に係る業務の状況」の「契約数」及び「運用資産総額」には、期末における数値を記載すること。外貨建の契約の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。
- 2 投資一任契約に係る業務の認可を受けていない投資顧問業者は、該当がない旨を記載すること。

- ③ 投資一任契約に係る発注先及び預託機関の状況
 - (イ) 発注先別投資の状況
 - (i) 有価証券の売買状況

発 注	注		株式売買高			公社債券売買高				受益証券売買高				
光	/土	先	数	量	金	額	数	量	金	額	数	量	金	額
				千株		万円		千株		万円		千株		万円
合		計												

(記載上の注意)

- 1 有価証券の売買のうち有価証券先物取引を除いた計数を記入すること。
- 2 「発注先」には、顧客のために行った証券取引行為の相手方の商号、名称 又は氏名を記載すること。
- 3 外貨建の契約の場合は、約定日の外国為替レートにより邦貨換算すること。
- 4 「金額」には、受渡しベース(精算金額)で記載すること。
- 5 現先売買は、「公社債券売買高」に外書きすること。
- 6 「公社債券売買高」及び「受益証券売買高」の「数量」には、額面金額で 記載すること。
- 7 ワラントは、分離型ワラント債の分離後のワラント部分は「株式売買高」に、社債部分は「公社債券売買高」に、数量は一枚単位で外書き、金額は内書きすること。
- 8 一括発注による売買を行つた場合は、その状況を、「(i) 有価証券の売買状況」と同様の様式により、別途記載すること。

(ii) 先物取引等の取引状況

発 注	先		先物耳	以引高	オプション取引高			
儿	七	株	式	公社債券	株	式	公社債券	
				万円	万円		万円	万円
合		計						

- 1 「発注先」には、顧客のために行った証券取引行為の相手方の商号、名称 又は氏名を記載すること。
- 2 外貨建の契約の場合は、約定日の外国為替レートにより邦貨換算すること。

- 3 「先物取引高」には、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引(それ ぞれ外国市場において行われる類似の取引を含む。)に係る取引契約金額、 「オプション取引高」には、有価証券オプション取引(外国市場において行 われる類似の取引を含む。)に係る取引契約金額を記入すること。
- 4 「先物取引高」の「株式」には、金額を約定ベース(精算金額)で、「公 社債券」には、額面金額を約定ベース(精算金額)で記載すること。
- 5 「オプション取引高」の「株式」及び「公社債券」には、次の算式により 算出した額を記載すること。

権利行使価格×乗数×契約数

(ロ) 顧客の資産の預託機関の状況

預託機関名	預託者数	預託金額	備考
	人	万円	

(記載上の注意)

- 1 投資一任契約を締結している顧客が運用資産について預託契約(信託契約を含む。)を締結している相手方について記載すること。
- 2 「預託者数」及び「預託金額」には、期末の数値を記載すること。外貨建の契約の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

8. 有価証券の引受け等の状況

① 有価証券の引受けの状況

(イ)引受け

引受け年月日	銘柄	数	価格

(記載上の注意)

顧客に対して助言を行つた銘柄又は顧客のために投資を行つた銘柄と同一の銘 柄の引受けについてのみ記載すること。

(ロ)助言又は一任による投資

助言又は一任の別	年月日	銘柄	売買の別	数	価格

② 有価証券の売出しの状況

(イ)売出し

売出し年月日	銘柄	数	価格

(記載上の注意)

顧客に対して助言を行つた銘柄又は顧客のために投資を行つた銘柄と同一の銘 柄の売出しについてのみ記載すること。

(ロ)助言又は一任による投資

助言又は一任の別	年月日	銘柄	売買の別	数	価格

_	 / / / 	売出し又は私募の取扱いの状況
	左,佛司, 左, 不, 自, 住	_ _
		-

(イ)募集の取扱い

取扱い年月日	銘柄	数	価格

(記載上の注意)

顧客に対して助言を行つた銘柄又は顧客のために投資を行つた銘柄と同一の銘 柄の募集の取扱いについてのみ記載すること。

(ロ)売出しの取扱い

取扱い年月日	銘柄	数	価格

(記載上の注意)

顧客に対して助言を行つた銘柄又は顧客のために投資を行つた銘柄と同一の銘 柄の売出しの取扱いについてのみ記載すること。

(八)私募の取扱い

取扱い年月日	銘柄	数	価格

(記載上の注意)

顧客に対して助言を行つた銘柄又は顧客のために投資を行つた銘柄と同一の銘 柄の私募の取扱いについてのみ記載すること。

(二)助言又は一任による投資

助言又は一任の別	年月日	銘柄	売買の別	数	価格

Ⅱ経理の状況

(投資顧問業部門のみについて作成することが困難な場合には、全体の経理の状況を記載して差し支えない。ただし、その場合には、その旨を欄外に注記すること。) 1.貸借対照表 年月日現在

資 産	の 部	3	負 債	の部	
科目	当 期	前 期	科 目	当 期	前期
流動資産	刊	千円	流動負債	刊	刊
現金・預金			短期借入金		
前 払 金			前 受 金		
前 払 費 用			前 受 収 益		
未 収 入 金			未 払 金		
未 収 収 益			未払費用		
有 価 証 券			未払事業税		
そ の 他			未払法人税等		
貸倒引当金			そ の 他		
固定資産			固定負債		
有形固定資産			長期借入金		
建物			そ の 他		
器具・備品			負 債 合 計		
土 地			資 本	の部	
その他			資 本 金		
無形固定資産			法定準備金		
投 資 等			剰 余 金		
投資有価証券			(又は欠損金)		
長期差入保証金			当期未処分利益 (又は当期未処理		
その他			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
貸倒引当金			(うち当期純利益		
			(うち当期純利益 (又は当期純損失))		
繰 延 資 産			資本合計		
資 産 合 計			負債・資本合計		

2 . 損 益 計 算 書 自 年 月 日 至 年 月 日

	11				金	 額	
	科			当	期	前	期
営	業	ЧΣ	岩	i	千円		千円
	投 資	顧	問料	ŀ			
	そ	の	他	!			
	営業	≰ 収	益計	-			
営	業	費	用	I			
	人	件	費	!			
	不 動	産 関	係費	!			
	租和	兑 2	: 誤	Į į			
	通信	交	通費	<u> </u>			
	調査	研	究 費	<u>!</u>			
	広 告	宣	伝 費	<u> </u>			
	そ	の	他	!			
	営業	費	用討	-			
営	業	損	益	i			
営	業	外	収 益	i			
	受 耳	Į f	间 息	Į.			
	有価証	券等	取引益	i			
	そ	の	他	!			
	営業	外収	益 討	-			
営	業	外	費用				
経	常	損	益	i			
特	別	損		i			
税	引前当	4 期 紅	も 利 益	i			
(又は税引前当期純損失)							
法	人税	等 充	当額	į			
当	期	純	利 益	i			
(又は当	期 純	損失)				
当	期未	処 分	利益	i			
(又は当其	明未処理	理損失)				

3.利 益 金 処 分 自 年 月 日 至 年 月 日

科目	金	額	備	考
当期未処分利益		刊		
××準備金取崩し				
そ の 他				
計				
上記金額の処分				
利益準備金				
配 当 金			1 株当たり配当額	〔 現金 円
役 員 賞 与 金				
その他				
計				
次期繰越利益				

(第9面)

4.損 失 金 処 理 自 年 月 日 至 年 月 日

科	目	金	額	備	考	
当期未処	理 損 失		衎			
上記金額	の処理					
利益準備金	⋛取崩し					
資本準備金	⋛取崩し					
そ の	他					
計						
次期繰	越 損 失					

(記載上の注意)[第6面から第9面まで]

- 1 当該営業年度に係る株主総会等で承認された内容を記載すること。
- 2 国内に営業所を有しない投資顧問業者は、邦貨換算時の外国為替レートを 欄外に記載すること。

別紙様式第二十三号(第33条関係)

(日本工業規格A4)

(第1面)

第 期営業報告書 年 月 日から 年 月 日まで 一

年 月 日 提出

 氏名
 印

 住所

Ⅰ業務の状況

- 1.業務開始年月日
- 2. 当期の業務概要
- 3. 使用人の状況

使	用	人	分	析	者	等	助言の業務を行う者
		名				名	名

(記載上の注意)

- 1 「氏名」には、登録申請書に記載した名称及び登録番号を併せて記載すること。
- 2 「3.使用人の状況」の「分析者等」とは、令第3条第2号に規定する者をいい、「助言の業務を行う者」とは、令第3条第3号に規定する者をいう。
- 3 「3.使用人の状況」の「分析者等」が「助言の業務を行う者」を兼ねる場合は、「助言の業務を行う者」に兼任する人数を内書きにすること。

4. 営業所の状況

名	称	所	在	地	設置年月日	使用人	備	考
主たる	営業所					名		
計	店					計 名		

5.投資顧問業の状況

投	資	顧	問	契	約	うち、	顧客	の資産	この額を	€前提	とした	と契約
	契	糸	勺	数		契	約	数	資	産	総	額
					件			件				万円

(記載上の注意)

- 1 「4.営業所の状況」の「設置年月日」には、登録年月日を記載することとし、営業所の移転を行った場合は、移転年月日を()書きすること。
- 2 「5.投資顧問業の状況」の「契約数」及び「資産総額」には、期末における数値を記載し、「うち、顧客の資産の額を前提とした契約」には、業務の方法で契約資産額に応じた報酬体系を適用している契約について記載すること。 外貨建の契約の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

6. 有価証券の引受け等の状況

① 有価証券の引受けの状況

(イ)引受け

引受け年月日	銘柄	数	価格

(記載上の注意)

顧客に対して助言を行つた銘柄と同一の銘柄の引受けについてのみ記載すること。

(口)助言

助言を行つた年月日	銘柄	売買の別	数	価格

② 有価証券の売出しの状況

(イ)売出し

売出し年月日	銘柄	数	価格

(記載上の注意)

顧客に対して助言を行つた銘柄と同一の銘柄の売出しについてのみ記載すること。

(口)助言

助言を行つた年月日	銘柄	売買の別	数	価格

	_	+10 1111 + 10-
(3)	右伽凯泰(1)具作	売出し又は私募の取扱いの状況
(0)	$H \sqcup H \sqcup $	

(イ)募集の取扱い

取扱い年月日	銘柄	数	価格

(記載上の注意)

顧客に対して助言を行つた銘柄と同一の銘柄の募集の取扱いについてのみ記載すること。

(ロ)売出しの取扱い

取扱い年月日	銘柄	数	価格

(記載上の注意)

顧客に対して助言を行つた銘柄と同一の銘柄の売出しの取扱いについてのみ 記載すること。

(八)私募の取扱い

取扱い年月日	銘柄	数	価格

(記載上の注意)

顧客に対して助言を行つた銘柄と同一の銘柄の私募の取扱いについてのみ記載すること。

(二)助言

`				
助言を行つた年月日	銘柄	売買の別	数	価格

\mathrew{m} = \frac{1}{2}	20		_ <u>+n</u>
資 産	の部	負 債	の部
科目	金額	科 目	金額
現金・預金	千円	借入金	千円
前 払 金		前 受 金	
前 払 費 用		前 受 収 益	
未 収 入 金		未 払 金	
未 収 収 益		未 払 費 用	
有 価 証 券		そ の 他	
建物			
器具・備品			
土 地			
そ の 他			
		事業主借	
事 業 主 貸		元 入 金	
合 計		合 計	

2 . 損 益 計 算 書 自 年 月 日 至 年 月 日

;	科		目			2	È	額	
ЧΖ	入	金		額					千円
投	資	顧	問	料					
受	取		利	息					
有	価 証	券 等	取	引益					
そ		の		他					
経				費					
給	料	•	賃	金					
租	税		公	課					
通	信	交	通	費					
調	查	研	究	費					
広	告	宣	伝	費					
地	代	•	家	賃					
そ		の		他					
差引金額	(収	入 金	額 -	経 費)				

(記載上の注意)[第4面及び第5面]

国内に営業所を有しない投資顧問業者は、邦貨換算時の外国為替レートを 欄外に記載すること。